会費納入規程

第1章 総 則

(総則)

第1条 会費は定款第7条に基づきこの規程によって行う。

第2章 会 費

(会費)

- 第2条 会費の年額は、10,000円とする。
 - 2 診療放射線技師籍取得年度の新入会員の初年度会費は無料とする。2 年 目より年会費 10,000 円を納入する。診療放射線技師籍取得 2 年以降の入 会については初年度会費 10,000 円とする、再入会員の初年度会費も 10,000 円とし入会時に納入するものとする。
 - 3 会員のうち当該年度に 65 歳に達する者は、会費額を年間 5,000 円とする。
 - 4 会費中、一定額を相互扶助基金として別に定める。
- 第3条 会費の納入期限は当該年度 9月 30日までとする。ただし新入会及び年度途中の入会者は、この限りではない。

第3章 会費免除

(免除)

- 第4条 名誉会員は会費をおさめることを要しない。
 - 2 会員で療養期間が1箇年以上にわたる者は、会費免除の取り扱いを受ける ことができる。
 - 3 育児休暇を取得した者は、会費免除の取り扱いを受けることができる。
 - 4 日本診療放射線技師会の 30 年勤続表彰受賞者で 10 万円を納入し、すでに日本診療放射線技師会の会費免除になっている会員は、61 歳になる年度より広島県の会費を納めることを要しない。

(免除申請)

第5条 前条第2項の規程に基づき、会費免除の取り扱いを受けようとするものは、1箇年以上療養したことを証明する証明書を添えて本会に申請するものとする。 育児休暇の場合はそれを証明するものを添えて本会に申請するものとする。

(期間)

第6条 第4条第2項の会費免除は、2箇年を超えないものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は総会の決定を経なければならない。

附 則

- 1この規程は昭和54年3月2日より施行する。
- 2 平成 4 年 5 月 31 日改定
- 3 平成6年9月10日第2条一部改定
- 4 第2条2項新入会員の初年度会費については、平成7年度より実施する。
- 5 平成21年6月27日第3条一部改定
- 6 この改正は、公益社団法人への移行の登記の日から実施する。
- 7平成23年6月1日第2条一部改定
- 8 平成24年3月18日第2条第1項、第2項及び第3条改定並びに第4条 第3項及び第5条2項追加
- 9 平成 28 年 3 月 13 日第 2 条の 2 を改定、並びに第 4 条の 4 項を追加
- 10 令和 4 年 6 月 25 日第 2 条一部改定